

厚生労働大臣が定める揭示事項

三木眼科(以下、当院)では、令和 6 年 6 月の診療報酬改定に基づき、診療を行っています。
下記の施設基準に適合し各項目を算定しています。

1. 保険外併用療養費：当院では、証明書・診断書などにつきまして、実費のご負担をお願いしております。
2. 明細書発行の発行について：当院では領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方はその旨を受付にお伝えください。
3. 外来後発医薬品使用体制加算：当院では後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおります。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。医薬品の供給が不足した場合は、医薬品代替品の提供や用量・投与日数などの処方変更に関して適切な対応を行います。
4. 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）：医療従事者の人材確保や賃金改善を図る体制に関し、施設基準を満たし届出しております。
5. コンタクトレンズ検査料：当院は「コンタクトレンズ検査料 1」の施設基準に適合しており、届出しております。疾病の治療・経過観察によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科検査料で算定する場合があります。
6. 短期滞在手術等基本料：当院では、日帰りで行われる特定の手術に対する体制が整備されており、短期滞在手術等基本料 1 に関する施設基準を満たし届出しております。
7. 緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
8. 緑内障手術（濾過胞再建術（needle 法））
9. 国民健康保険療養取扱機関、健康保険医療機関、難病指定医療機関、生活保護法指定医療機関

10. 個人情報保護

当院は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。
個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、窓口までお気軽にお申し出ください。

当院における個人情報の利用目的

① 医療提供：当院での医療サービスの提供・他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携・他の医療機関等からの照会への回答・患者さんの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合・検体検査業務の委託その他の業務委託・ご家族等への病状説明・その他、患者さんへの医療提供に関する利用

② 診療費請求のための事務：当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託・審査支払機関へのレセプトの提出・審査支払機関又は保険者からの照会への回答・公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答・その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

③ 当院の管理運営業務：会計・経理・医療事故等の報告・当該患者さんの医療サービスの向上・入退院等の病棟管理

④ その他：当院の管理運営業務に関する利用・企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知・医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料・当院内において行われる医療実習への協力・医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究・外部監査機関への情報提供

* 付記：上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

三木眼科 院長
前田美智子